



香川県と「交通安全啓発活動の連携と協力に関する協定」を締結します

百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）は、「香川県自転車の安全利用に関する条例」の施行を契機として、香川県と交通安全啓発活動に関する取組みを連携・協力して行うため、「交通安全啓発活動の連携と協力に関する協定」を締結いたします。2018年5月24日（木）に県内金融機関と共に締結式を開催いたしますので下記のとおりお知らせします。

当行では、2018年4月2日より自転車保険・傷害保険「さぬきのお守り」の取扱いを開始しており、今後とも地域の皆さまの交通安全意識の向上と安全な街づくりの実現に取り組んでまいります。

記

1. 協定締結

日時：2018年5月24日（木）10:00～10:30

場所：香川県庁本館11階 知事第3応接室

2. 出席者

- ・香川県知事 浜田 恵造
- ・百十四銀行 取締役頭取 綾田 裕次郎
- ・香川銀行 取締役頭取 本田 典孝
- ・高松信用金庫 理事長 蓮井 明博
- ・観音寺信用金庫 理事長 須田 雅夫
- ・香川県信用組合 理事長 川畑 貢

3. 次第

- (1) 開式
- (2) 出席者紹介、協定の概要説明
- (3) 協定締結
- (4) 写真撮影
- (5) 挨拶
香川県知事 浜田 恵造
百十四銀行 取締役頭取 綾田 裕次郎
- (6) 閉式

4. 協定事項の概要

- (1) 交通安全に関する広報、啓発に関すること
- (2) 「香川県自転車の安全利用に関する条例」の周知に関すること
- (3) 自転車損害保険等の普及及び啓発に関すること
- (4) その他交通事故抑止に関すること